

○岡山理科大学における軍事的安全保障研究に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」（平成29年3月24日）に基づき、岡山理科大学（以下「本学」という。）の研究者が行う軍事的安全保障研究（以下「軍事研究」という。）に関する取り扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 軍事研究とは、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野の研究をいう。

(基本方針)

第3条 本学に所属する研究者は、軍事・国防に直接繋がる軍事研究を行ってはならない。ただし、軍事・国防関連機関から提供される研究資金を原資とする研究又は軍事研究とみなされる恐れのある研究について、以下の全てに該当する場合に限り、実施できるものとする。

- (1) 「建学の理念」、「岡山理科大学ビジョン」、「岡山理科大学における研究者の行動規範」及び部局の教育研究上の目的等と矛盾しない研究であること。
- (2) 軍事技術（人間の殺傷、人間環境の破壊を目的とした技術等）及び武器・兵器等の開発・応用に直接繋がる研究でないこと。
- (3) 一般的な人間社会から、非人道的な研究と判断されるような研究でないこと。
- (4) 研究成果の公開を原則とし、科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究又はこれに準ずる研究であること。
- (5) 知的財産を含む研究成果が、産業技術力強化法 第19条（日本版バイドール法）に基づき本学に帰属できる案件であること。
- (6) 安全保障輸出管理上の規制に抵触せず、手続き上の問題がないこと。

(手続き)

第4条 本学に所属する研究者が、軍事・国防関連機関から提供される研究資金を原資とする研究又は軍事研究とみなされる恐れのある研究を実施する際は、以下の手続きを踏まなければならない。

- (1) 研究者は、事前に当該研究の応募について学長に申し出る。
- (2) 学長は、前号の申し出を受けて、ただちに全学研究推進会議（以下「会議」という。）を召集し、審議を経て、前条の基本方針に適合している研究のみ、その応募を許可する。ただし、研究代表者が本学以外の機関に所属し、その研究代表者の所属する機関の軍事研究に対する基本方針が、本学の基本方針と齟齬がある場合は応募不可とする。

(3) 採択された研究については、当該研究者は、年度当初に作成する計画書及び年度末に作成する成果報告書の内容を会議に報告し、会議はその内容を精査する。

(改廃)

第5条 この申合せの改廃は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この申合せは、平成29年5月25日から施行する。

別紙（参考資料）

*注1：「バイドール法」（1980年米国特許商標法修正条項の通称）とは、産学連携で開発された知的財産に関する条項の通称である。この修正条項により従来、米国政府の資金によって大学が研究開発を行った場合、特許権が政府のみに帰属していた制度から、大学側や研究者に特許権を帰属させることができるようにになった。これによって、大学は企業などにライセンス供与ができるようになった。

*注2：兵器の開発・製造等に関連する資機材並びに関連汎用品の輸出やこれらの関連技術の非居住者（外国居住者）への提供について、外国為替及び外国貿易法に基づき、必要最小限の管理がされている。我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に以下の2つについて経済産業大臣の許可が必要となる。

① 炭素繊維や数値制御工作機械など、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）

② ①以外で、一定の要件（インフォーム要件又は客観要件）を満たす貨物（技術）